

令和5年5月8日

保護者様

杜若高等学校長
桑田 厚司

5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素から本校教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、5類感染症に移行いたしました。

つきましては、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染への対応については、文部科学省からの通知に基づき、愛知県教育委員会が示した「教育活動の実施等に関するガイドライン」に沿って、以下のとおり進めて参ります。

学校としましては、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き努めてまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

1 感染症対策の実施

- (1) 平時では、健康観察、換気の確保、手洗い、咳エチケット等の対策を引き続き実施することとし、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの着用を促すことや活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、触れ合わない程度の身体的距離を確保するなどの措置を一時的に講じて教育活動を行います。

2 出席停止の基準等の変更

- (1) 感染が確認された場合の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。
- (2) 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合、直ちに出席停止とはならず、学校への報告も必要ありません。
- (3) 以前のように、発熱や咽頭痛、咳等の日ごろと異なる症状がみられることのみをもって出席停止とはなりません。ただし、感染の疑いや感染するおそれがある場合は、校長の判断により出席停止措置を講じる場合もありますので、個別にご相談ください。